平成２５年（フ）第５７２号
福岡県太宰府市宰府５丁目20番８号
債務者　山田　理加
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８０号
福岡市東区大字志賀島1298番地105
債務者　折居　　俊
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８３号
福岡市南区大楠２丁目５番31号
債務者　大島　充敬
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８５号
福岡市博多区博多駅中央街６番11―901号
債務者　馬込八重子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５８６号
福岡市博多区須崎町７番５―401号
債務者　八反田恭生
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５９７号
福岡市西区下山門団地72番101号
債務者　藤竹　幸貴
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６１２号
福岡市博多区美野島１丁目11番13号
債務者　宮本　健一
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６１６号
福岡県宗像市日の里６丁目28番地22コンポステラＡ棟202号
債務者　坂本恵利奈（旧姓林）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６３２号
福岡市城南区樋井川４丁目８番23号
債務者　村山　美雪
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６６１号
福岡市博多区冷泉町８番26―501号
債務者　大石　春佳
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６８０号
福岡市中央区高砂１丁目19番９―101号
債務者　川口由樹夫
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６９６号
福岡市博多区山王１丁目４番20号
債務者　鳥野　貴治
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７０６号
福岡県宗像市三郎丸１丁目４番27―302号
債務者　広田　良重（旧姓皇甫）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７２３号
福岡県太宰府市朱雀６丁目９番31―402号
債務者　白水かずえ
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４１号
福岡市城南区別府３丁目11番16―402号
債務者　石橋みさき
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７４３号
福岡市博多区下呉服町７番205―603号
債務者　高松　桃子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８号
大分県玖珠郡玖珠町大字戸畑3057番地の１
債務者　十部　　豊
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第２５８号
仙台市宮城野区原町６丁目２番20号　アメニティ原町102
債務者　吉田尚次郎
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係